

周辺財産（移転補償跡地）の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

防衛省北関東防衛局では、横田、入間、百里飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）において、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととなりました。

○ 使用許可の前提条件

- ・ 居住の目的では利用できません。
- ・ 原状回復が容易な利用に限ります。（プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。）
- ・ 利用の方法としては、駐車場、車両置き場、家庭菜園、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- ・ 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- ・ 使用許可期間は、原則として1年です。
（国側において当該土地の利用需要が発生しない場合に限り、使用許可の始期から5年を限度に更新が可能です。5年を超える要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。）

○ 詳しくは、[【飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ】\(PDF\)](#) を参照願います。

※（参考）[横田飛行場周辺の有償使用許可対象地（案内図）\(PDF\)](#)

※（参考）[横田飛行場周辺の有償使用許可対象地（詳細図）\(PDF\)](#)

※（参考）[入間飛行場周辺の有償使用許可対象地（案内図）\(PDF\)](#)

※（参考）[入間飛行場周辺の有償使用許可対象地（詳細図）\(PDF\)](#)

※（参考）[百里飛行場周辺の有償使用許可対象地（案内図）\(PDF\)](#)

※（参考）[百里飛行場周辺の有償使用許可対象地（詳細図）\(PDF\)](#)